

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第47号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成24年2月4日 14時30分ごろ	
発生場所	香川県高松市高松港 高松港朝日町防波堤灯台から真方位169° 1,080m付近 (概位 北緯34° 21.0′ 東経134° 03.7′)	
事故等調査の経過	平成24年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第一生鷹丸 ^{せいたか} 、19トン 273-8646 広島、渡壁船舶有限会社 B 台船 K-73、不明 なし、所有者不明	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラに損傷 B なし	
事故等の経過	A船は、船長ほか2人が乗り組み、鋼材約150tを積載したB船をえい航し、高松港を離岸する際、西寄りの風の影響で東に圧流され、平成24年2月4日14時30分ごろ浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 6、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約1.07m	
その他の事項	A船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.5mであった。 B船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.5mであった。 A船は、本事故発生当時、船橋には2人がいた。 船長は、高松港での入出港の経験が豊富であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし あり A船は、B船をえい航して高松港の岸壁から離岸作業中、風により東に圧流されたことから、岸壁付近の浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船をえい航して高松港の岸壁から離岸作業中、風により東に圧流されたため、岸壁付近の浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・港内では、風の影響を考慮した適切な操船を行うこと。	